

製品起因による事故ではないと判断した案件

	管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	製品起因による事故ではないと判断した理由
1	A201000255	平成21年2月4日	平成22年6月25日	電気ストーブ(カーボンヒーター)	火災 死亡1名 重傷1名	建物が全焼し、1名が死亡、1名が負傷する火災が発生した。現場に当該製品があった。	福島県	<ul style="list-style-type: none"> ●当該製品には、異常や発火の痕跡は認められなかった。 ●使用者が当該製品を使用中、可燃物が当該製品に接触したため出火に至ったものと考えられる。
2	A201000396	平成22年7月29日	平成22年8月9日	電子レンジ	重傷1名	当該製品で調理で使用する際、扉を開いたままにしていたところ、幼児が扉を掴み、当該製品が落下し、負傷した。	千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ●当該製品には、異常は認められなかった。 ●当該製品の扉(縦開き)が開いた状態であったこと、その高さが幼児の手の届く高さであったことから、幼児が扉を掴み、当該製品が落下したものと考えられる。

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品事故ではなかった案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	消費生活用製品に該当しなかった、または重大製品事故ではないと判明した理由
1 A200900017	平成21年3月17日	平成21年4月3日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品を駐輪場に収納する際、前輪がレールから脱輪しそうになり、倒れてきた当該製品を支えようとしたところ、右手小指がハンドル部に挟まり骨折した。	大阪府	●「重傷」でないことが判明したため、重大製品事故でないことが確認された。 (NITEによる重大製品事故の原因究明の調査過程において、事業者から人的被害の状況について新たな情報が追加報告があったもの。)
2 A201000238	平成17年11月12日	平成22年6月21日	ライター(使い切り型)	重傷1名	当該製品を使用後、衣類のポケットに入れていたところ衣類が燃え、火傷を負った。	北海道	●調査の過程で、本法律の重大製品事故報告・公表制度の施行以前に、事業者が事故を認識していたことが判明し、誤って報告されたものと確認された。
3 A201000369	平成22年7月27日	平成22年8月2日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、前輪部分より異音が生じ、転倒して負傷した。	大阪府	●調査の過程で、他の事業者の製品であることが確認された。 (他の事業者からは、A201000389として報告受領済み)
4 A201000401	平成21年12月	平成22年8月9日	デスクマット	重傷1名	当該製品を使用したところ、皮膚炎を発症した。	愛知県	●当該製品は、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の対象となる家庭用品であり、事故原因が化学物質(人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質)によるものと判明したため、消費生活用製品安全法施行令に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する厚生労働大臣に通知した。 (厚生労働省において、回収及び使用中止等を報道発表済み)
5 A201000411	平成22年8月7日	平成22年8月13日	モバイルプリンター	火災	当該製品を充電中、異音とともに、当該製品の電池部分から出火する火災が発生し、当該製品及び周辺が焼損した。	広島県	●当該製品は業務用として販売・使用されており、一般消費者に向けては販売されていないことが判明したため、消費生活用製品ではないことが確認された。